

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
綾川町	令和2年5月11日（月）	綾川町役場綾上支所	10：00～15：00
	令和2年5月12日（火）	綾川町役場	10：00～15：00
	令和2年5月13日（水）	綾川町役場	10：00～15：00
	令和2年5月14日（木）	綾川町役場	10：00～15：00
三木町	令和2年5月18日（月）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和2年5月19日（火）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
直島町	令和2年5月21日（木）	直島町浄化センター	11：20～13：50
小豆島町	令和2年6月1日（月）	苗羽公民館	10：50～14：20
	令和2年6月2日（火）	苗羽公民館	10：40～14：45
	令和2年6月3日（水）	殿川ダム管理事務所	13：00～14：45
	令和2年6月4日（木）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和2年6月8日（月）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和2年6月9日（火）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和2年6月10日（水）	安田公民館	10：40～14：45
	令和2年6月11日（木）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和2年6月15日（月）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和2年6月16日（火）	福田公民館	10：50～12：00
土庄町	令和2年6月3日（水）	北浦公民館	10：30～11：30
	令和2年6月16日（火）	大部公民館	13：00～14：40
	令和2年6月17日（水）	アクティブ大鐸	10：30～14：45
	令和2年6月18日（木）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和2年6月22日（月）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和2年6月23日（火）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和2年6月24日（水）	土庄町役場	10：10～15：00
		唐櫃浜集会所	9：40～11：00
まんのう町	令和2年10月1日（木）	仲南公民館	10：00～11：30
		琴南公民館	13：00～15：00
	令和2年10月5日（月）	まんのう町役場	10：00～15：00
	令和2年10月6日（火）	まんのう町役場	10：00～15：00
多度津町	令和2年10月7日（水）	多度津町民会館	10：00～15：00
	令和2年10月8日（木）	多度津町民会館	10：00～15：00

琴平町	令和2年10月12日(月)	琴平町総合センター	10:00~15:00
	令和2年10月13日(火)	琴平町総合センター	10:00~15:00
	令和2年10月14日(水)	琴平町総合センター	10:00~15:00
宇多津町	令和2年10月15日(木)	宇多津町役場	10:00~15:00
	令和2年10月19日(月)	宇多津町役場	10:00~15:00
さぬき市	令和2年10月20日(火)	さぬき市役所附属棟	10:00~15:00
	令和2年10月21日(水)	さぬき市大川体育館	10:00~15:00
	令和2年10月22日(木)	長尾保健センター	10:00~15:00
	令和2年11月2日(月)	津田保健センター	10:00~15:00
	令和2年11月4日(水)	さぬき市漁業協同組合小田支所	10:00~11:30
		寒川農村環境改善センター	13:00~15:00
令和2年11月5日(木)	香川県農協鴨部支店	10:00~15:00	
東かがわ市	令和2年11月9日(月)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00
	令和2年11月10日(火)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00
	令和2年11月11日(水)	東かがわ市交流プラザ	10:00~15:00
	令和2年11月12日(木)	東かがわ市引田公民館	10:00~15:00

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	令和2年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。